

## 国立研究開発法人国立環境研究所法定外災害補償規程

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 平成 18 年 4 月 1 日  | 平 18 規程第 18 号 |
| 平成 23 年 3 月 31 日 | 一 部 改 正       |
| 平成 26 年 3 月 14 日 | 一 部 改 正       |
| 平成 27 年 4 月 1 日  | 一 部 改 正       |
| 平成 29 年 4 月 1 日  | 一 部 改 正       |

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して行われる労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付に加えて、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(法定外補償)

**第 2 条** 研究所は、職員等の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して、次に掲げる法定外補償を行う。

- 一 法定外休業補償
- 二 障害特別援護金
- 三 遺族特別援護金
- 四 長期家族介護者援護金

2 前項の規定にかかわらず、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因が次の各号のいずれかに該当する場合は、特段の事情がある場合を除き、法定外補償は行わない。

- 一 職員等の故意又は重大な過失のみによる場合
- 二 職員等が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に発生した事故による場合
- 三 職員等の故意の犯罪行為による場合

四 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事  
変又は暴動による場合

五 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質に汚染された物  
（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれ  
らの特性による場合

六 風土病による場合

（法定外休業補償）

**第3条** 職員及び任期付職員が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため勤務することが  
できない場合において、労災法第22条の2の規定により休業補償を給付されるときは、  
その勤務することができない日から第3日目までについて、当該期間に支給された給与  
の額のうち、労働基準法で定める平均賃金の100分の60に相当する金額は、当該職員に  
対して、法定外休業補償として支給したものとみなす。

2 研究所は、契約職員が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため勤務することができ  
ない場合において、労災法第22条の2の規定により休業補償を給付されるときは、その  
勤務することができない日から第3日目までについて、当該契約職員に対して、労働基  
準法で定める平均賃金の100分の60に相当する金額を、法定外休業補償として支給する。

（障害特別援護金）

**第4条** 研究所は、職員等が業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病が治癒した場合に  
おいて、身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて後遺障害等級（労働者災  
害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災法施行規則」という。）  
第14条第1項から第4項までの規定による障害等級をいう。以下同じ。）を決定し、別  
表の後遺障害等級欄に掲げる後遺障害等級の区分に応じ、当該障害の原因が業務上の事  
由による場合にあつては同表の業務上災害欄に掲げる額を、通勤による場合にあつては  
同表の通勤災害欄に掲げる額を、当該職員等に対して、障害特別援護金として支給する。

（遺族特別援護金）

**第5条** 研究所は、職員等の死亡が業務上の事由又は通勤による場合は、当該職員等の遺  
族に対して、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を遺族特別援護金とし

て支給する。ただし、当該職員等が障害特別援護金を支給された後、当該障害特別援護金を支給されることとなった負傷又は疾病が再発し、死亡した場合においては、支給すべき遺族特別援護金の額から既に給付を行った障害特別援護金の額を控除した額を支給する。

一 業務上の事由による場合 1,860 万円

二 通勤による場合 1,055 万円

(長期家族介護者援護金)

**第6条** 研究所は、補償法の規定を適用することとした場合において、せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害（その程度が、常に介護を要するものとして、後遺障害等級第一級に該当するものに限る。）により傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する職員等が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が業務上の事由又は通勤によるものと認められる場合を除く。）には、その遺族に対して、長期家族介護者援護金として、100万円を支給するものとする。ただし、その死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

**第7条** 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定は、第5条及び第6条に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。

(第三者の行為による事故)

**第8条** 研究所は、職員等の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因が第三者の行為によって生じた場合において、法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で、法定外補償を受けた当該職員等（以下この条において「当該職員等」という。）の第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、当該職員等が当該第三者から同一事由について損害賠償を受けたときは、研究所は、その価額の限度で法定外補償をしないことができる。

(民法による損害賠償との調整)

**第9条** 研究所は、この規程に定める補償を行った場合は、同一事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(労災法等との関係)

**第10条** 法定外補償（長期家族介護者援護金を除く。）の支給に係る決定、運用等は、労災法の規定に準じて行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**改正附則（平成23年3月31日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**改正附則（平成26年3月14日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**改正附則（平成27年4月1日）**

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**改正附則（平成29年4月1日）**

**第1条** この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別 表

| 後遺障害等級    | 業務上災害    | 通勤災害   |
|-----------|----------|--------|
| 後遺障害1級    | 1,540 万円 | 915 万円 |
| 後遺障害2級    | 1,500 万円 | 885 万円 |
| 後遺障害3級    | 1,460 万円 | 855 万円 |
| 後遺障害4級    | 875 万円   | 520 万円 |
| 後遺障害5級    | 745 万円   | 445 万円 |
| 後遺障害6級    | 615 万円   | 375 万円 |
| 後遺障害7級    | 485 万円   | 300 万円 |
| 後遺障害8級    | 320 万円   | 190 万円 |
| 後遺障害9級    | 250 万円   | 155 万円 |
| 後遺障害 10 級 | 195 万円   | 125 万円 |
| 後遺障害 11 級 | 145 万円   | 95 万円  |
| 後遺障害 12 級 | 105 万円   | 75 万円  |
| 後遺障害 13 級 | 75 万円    | 55 万円  |
| 後遺障害 14 級 | 45 万円    | 40 万円  |